

「タイ・アセットマネージメント・ コーポレーション(TAMC)」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

タイ・アセットマネジメント・コーポレーション(TAMC) 緊急勅令

第一条

この緊急勅令(プララーチャ・ガムノット)を「仏暦二五四四年資産管理公社(バンサット・ポリハーン・シンサップ・タイ)緊急勅令」と呼ぶ。

第二条

この緊急勅令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条

この緊急勅令において、

「金融機関(サターバン・ガーンガン)」とは、以下を意味する。

- (一) 銀行法に基づく商業銀行。ただし外国銀行の支店を含まない。
- (二) 金融・証券・クレジットフォンシエ業法に基づく金融会社及びクレジットフォンシエ会社。証券業を営む金融会社も含む。
- (三) 大臣が官報で告示したその他の法人。

「資産管理会社(ポリサット・ポリハーン・シンサップ)」とは、資産管理会社法に基づき登記された株式会社または公開株式会社を意味する。

「資産(シンサップ)」とは、信用供与、貸付または金融機関の業務から生じた債権において、金融機関が自己の債務者に対して有する請求権、及び資産管理会社が資産管理会社法に基づき金融機関から譲渡された同様の請求権を意味する。

「不良資産(シンサップ・ドイ・クナパーブ)」とは、タイ中央銀行が商業銀行法または金融・証券・クレジットフォンシエ法に基づく権限によって告示した価額のない、または求償できない資産、あるいは価額がない、または求償できない疑いのある資産の形態を有する資産を意味する。

「資産プール(ゴーン・シンサップ)」とは、第五四条に基づき分割された資産プールを意味する。

「再建基金(ゴートウン・フンフー)」とは、タイ中央銀行法に基づく金融機関再建開発基金を意味する。

「計画(ペーン)」とは、債務者の事業更正計画を意味する。

「債務者の経営者(プーポリハーン・コーン・ルークニー)」とは、株式会社または公開株式会社の場合は株式会社または公開株式会社の取締役会、及び当該取締役会が会社の業務運営のために任命した顧問及び従業員を、合名・合資会社の場合は業務執行社員を意味する。

「理事会(カナ・カマカーン)」とは、タイ資産管理公社の理事会を意味する。

「理事(カマカーン)」とは、タイ資産管理公社の理事を意味する。

「総裁(カマカーン・プーチャッカーン)」とは、タイ資産管理公社の総裁を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本緊急勅令の主務大臣を意味する。

第四条

大蔵大臣を本緊急勅令の主務大臣とする。

第一章

設立及び資本

第五条

「タイ資産管理公社(バンサット・ポリハーン・シンサップ・タイ)」、略称「ボーソートー(TAMC)」と呼ぶ公社を設立する。

ボーソートーは予算法及びその他の法律に基づく官公庁または国営企業ではない政府機関の地位を有する法人とする。

第六条

ボーソートーはバンコク都またはその近隣県に本店を、また王国内に支店を置く。ただし、支店の設置は大臣から前もって承認を得なければならない。

第七条

ボーソートーは、金融機関または資産管理会社から不良資産、またはその債務履行における担保としての資産上のその他の権利を譲り受けることによって、あるいは国の経済または信頼再建のためのその他の方策によって金融機関または資産管理会社の不良資産管理、債務再構成、事業更正の目的を有する。

第八条

ボーソートーは第七条の目的の範囲で様々な事業を行う権限を有する。その権限には以下も含む。

(一)所有権または占有権の保有、各種物権の所持、創造、購入、調達、売却、販売、賃借、賃貸、リース借、リース貸、貸借、質受、抵当引受、交換、譲渡、譲受、または寄付者のいる金銭または資産の受取も含めた王国内外の資産に係わるその他の行為。

(二)不良資産の管理に益する、譲渡を受けた債務者に係わる事業運営のための株式会社または公開株式会社の設立。

(三)理事会が規定した原則・条件に基づく共同出資、または株式会社、公開株式会社、その他の法人の株式保持。

(四)譲り受けた債務者に対する信用保証、または手形の引受、保証、参加引受。

(五)金銭の借入。

(六)社債、手形、債務性証券(トラサーン・ニー)の発行。

(七)譲り受けた債務者への金銭の貸付。

(八)政府、政府機関または国営企業の債券、証券への投資、あるいは証券及び証券取引所法に基

づき設立されたミューチュアルファンドの投資ユニットへの投資。

(九)債務性証券(トラサーン・ヘン・ニー)の購入、割引、割引譲受(ラップチュアン・スーロッド)、または請求権の譲受。

(十)ポーソーターの目的に基づく完遂のための業務に係る、または業務に当たるその他の行為。

第九条

ポーソーターの初期資本は一〇億パーツとし、一億株を一株一〇パーツで再建基金が全量を引き受ける。

第一〇条

ポーソーターの増資は、内閣の承認により新株発行をもって行う。

ポーソーターは、増資株を民衆またはその他の人に売り出すことができる。その株式公募はポーソーターが規定した原則・方法・条件に従う。このとき証券及び証券取引法に基づく一般公募に係る規定は適用しない。

第二段の一般公募のためにポーソーターは公募価格を株式価額より高く定めることができ、株式公募の詳細についてコンピュータ・ネットワーク上で、または普及している日刊紙の少なくとも一紙に三日以上にわたって公告する。

一般公募で全量が販売できなかった場合は、残りを再建基金が引き受ける。

第一一条

行政裁判所及び行政訴訟法は、本緊急勅令に基づくポーソーターの不良資産管理に係る業務遂行、及び本緊急勅令に基づく不良資産管理に係る理事会、執行委員会の規則または規約の制定、命令、裁定、許可、その他の行為には適用しない。

第二章

理事会と運営

第一二条

内閣の了承をもって大臣が選任する理事長一人、その他理事一人以下からなる「タイ資産管理公社理事会」と呼ぶ一理事会を置く。理事にはタイ工業連盟代表一人、タイ商業会議所代表一人、タイ銀行協会代表一人を含み、執行役員会会長を職位に基づく理事とする。

理事会は、理事会の事務局長を選任することができる。

第一三条

以下の様態にある者を理事にすることはできない。

(一)破産者である、または破産者であった。

- (二) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪によるものを除く。
- (三) 政治公務員である、または政党内に地位を有する者である、あるいは政党の党员、役員である。
- (四) 不良資産における債務者である、またはその債務者であったことがあり、その債務者でなくなつてから一〇年経っていない。
- (五) 無能力者または準無能力者である。

第一四条

理事の任期は一期六年とする。

発足後最初の任期において三年が経過した時、籤引きで半数の理事が退任する。理事の数が半分に分けられないときは、半数以上かつ半分に最も近い数の理事が退任する。

任期切れ前に理事が退任した場合、その代わりに任命された者の残り任期は、すでに任命されていた理事の残り任期と同じとする。

第一段に掲げた任期が切れた時に、まだ新理事の任命がなされていない場合は、任期によって退任した理事が、新理事が職務に就くまで引き続き任に留まる。

任期により退任した理事は再任されることができる。ただし連続二回までとする。

第一五条

任期によるほかに理事は以下の時、退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 能力の欠如、背任、能力不足のために大臣が解任した
- (四) 第一三条に基づく禁止状態にある

第一六条

理事会の会議は全理事の半分以上の参加により成立する。理事長が会議に参加できない、または議長としての職務が遂行できないときは、理事が一人の理事を互選し、臨時の議長とする。

会議の決定は多数決による。理事は一人一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一七条

会議の議題に利害関係を有する理事は、会議の前に理事会に対し自己の利害関係を報告し、当該議題の審議に参加することはできない。

第一八条

理事会は第七条に基づく目的の範囲内でポーソーターの方針を定め、指揮監督する権限を有する。その権限には以下も含む。

- (一) ボーソーターの人事、報酬、その他費用に係る規則の制定
- (二) ボーソーターの調達、雇用、財務、資産、会計、内部監査、会計監査に係る規則の制定
- (三) ボーソーターの経営管理、業務運営に係る規則の制定
- (四) 合同事業または株式会社、公開株式会社、その他の法人の株式保有における原則及び条件の制定
- (五) 不良資産の管理における原則、方法、条件、プロセスの制定
- (六) ボーソーターの不良資産管理の認知及び損益計算における原則、方法、条件の制定
- (七) ボーソーターの予算についての審議、承認
- (八) 顧問、顧問団、または理事会を代行させるための小理事(アナカマカーン)の任命
- (九) ボーソーターの経営管理または業務運営に係る、または関連する件について規則、原則、方法、条件を発令する

第一九条

理事会は、執行役員会会長(CEO)及び三人以下の執行役員から成り、総裁を職位に基づく執行役員とする執行役員会を任命する。

執行役員会の任命にあたっては、大蔵省が二人、タイ中央銀行、再建基金、タイ工業連盟、タイ商業会議所が各一人、民間金融機関が合わせて二人の候補者リストを提出する。候補者は第一三条に基づく禁止状態にあってはならない。

第二〇条

理事会は第一九条に基づく候補者リストの中から執行役員を任命するにあたって、以下の原則に基づかなければならない。

- (一) 執行役員会会長は大蔵省、タイ中央銀行、または再建基金のリストから任命する
- (二) その他の執行役員は以下のように任命する
 - (イ) 大蔵省、タイ中央銀行、再建基金の候補者リストから一人
 - (ロ) タイ工業連盟、タイ商業会議所の候補者リストから一人、及び
 - (ハ) 民間金融機関の候補者リストから一人

第三段に基づき理事会が任命した執行役員の任期は一期四年とし、第一四条第三段及び第四段、第一五条、第一六条、第一七条を執行役員会の就任、退任、職務執行、会議に準用する。

職位に基づく理事である執行役員会会長を除き、理事は同時に執行役員または総裁に就任することはできない。

総裁の任命は第二一条に従う。

第二一条

理事会はボーソーターの業務において知識経験を有する者の中から総裁を選出する。

第一段に基づく総裁は、第一三条に基づく禁止状態にあってはならないほかに、本緊急勅令に基づ

きポーソーターに不良資産を譲渡した金融機関または資産管理会社の従業員、被雇用者、取締役であってはならず、公務員、国営企業職員、法人の役員、従業員、被雇用者であってはならない。

総裁の就任、退任、試用または職務遂行における他の条件の制定、業務評価は理事会が定める雇用契約に従う。雇用契約は一期四年以下とし、雇用期間が切れた時は、理事会が契約を延長することもできるが、連続二回までとする。

総裁の雇用においては理事長がポーソーターの名において契約に署名する。

第二二条

執行役員会は不良資産の管理に係る業務において職務権限及び責任を有し、以下に掲げる件について理事会の方針に基づき管理の枠組、方法を定める。

(一)債務者の債務再構成及び事業再構成業務、担保資産の売却、債務者の清算において許可する、または決定を下す。このとき理事会の定めた原則及び条件に従う。

(二)既定の方針、枠組、方法に一致させるため、不良資産管理及び一般業務遂行の業績を追跡、評価する。

(三)執行役員会を代行する顧問、顧問団、小役員(アヌ・カマカーン)を任命する。

(四)経営管理レベルの従業員の任命許可。

(五)不良資産管理における業務のためのその他の者の雇用。

(六)関係者に提供しなければならないデータシステム構築及びデータ収集。

(七)債務者の事業再構成に益する資金源及び投資パートナーの調達。

(八)三か月ごとに理事会に提出する不良資産管理業務報告。

(九)理事会からの委託に委託に基づく責務。

第二三条

総裁はポーソーターの経営に責任を有し、理事会が定めた規約、規則に基づく職務権限、責任を有するほか、理事会または執行役員会から委託された業務を遂行する。

第二四条

総裁はポーソーターの従業員及び被雇用者の監督者であり、人員補充、任命、解任、昇給、給料カット、減給の権限のほか、従業員、被雇用者への規律上の罰則を下す権限を有する。このとき執行役員会が定めた規則に従う。

第二五条

第三者に係るポーソーターの事業において総裁がポーソーターの代表者となる。このために総裁はポーソーターの従業員、被雇用者に一般または特定業務の遂行権限を委託する。ただし理事会が定めた規則に従わなければならない。

第二六条

ポーソーターの監督管理、内部監査のために、理事会は五人以下からなる監査役会を任命し、ポーソーターの業務運営及び総裁の職務遂行を監査させる。このとき理事会が委託したところに従う。

第二七条

理事長、理事、執行役員会会長、執行役員、総裁、監査役、顧問、小理事・小役員は大臣が規定したところに基づき、月給または報酬を得る。

第二八条

第二七条に基づく者、及びポーソーターの従業員、被雇用者は、当該職業人としての本分に基づき注意を払った時、その行為において責任を負わない。ただし法律違反、不正、または重大な過失である場合はその限りではない。

第二九条

理事会及び執行役員会、総裁の職務権限に基づく遂行は、不良資産問題の解決における迅速性、ポーソーターの業務における資金に加えて、国の経済再建に益する、善意の債務者の債務履行における能力、関係者による新事業創始促進、または旧事業の継続能力を考慮しなければならない。

第一段に基づく職務遂行のために、本緊急勅令において特別に規定されているほかに、ポーソーターの資産または請求権の譲渡、あるいはそれらの譲受、ポーソーターの収入、ポーソーターの業務による月給、雇用費、または理事会が定めたその他の所得を除く、いずれかの者への収入創出は、ポーソーターまたは当該人への租税、手数料、料金の納入義務を定めた法令、条例、規定、規約、規則、布告があっても、それら納入義務を免除される。

第三章

ポーソーター(TAMC)への不良資産の譲渡

第一節

不良資産譲渡の原則

第三〇条

再建基金、国家機関または国営企業が単独または共同で払込済み資本金の五〇%超の株主になっている金融機関または資産管理会社は、仏暦二五四三年(西暦二〇〇〇年)一月三十一日時点において不良資産に分類した全資産を、ポーソーターが定めた期限内に、ポーソーターに譲渡する。

第一段に基づき譲渡しなければならない不良資産とは以下の資産である。

- (一)回収不能資産(シンサップ・チャット・チャン・スーン)
- (二)回収に重大な懸念のある資産(シンサップ・チャット・チャン・ソンサイ・チャ・スーン)

(三)回収に懸念のある資産(シンサップ・チャット・チャン・ソンサイ)

(四)標準下の資産(シンサップ・チャット・チャン・タムクワー・マータターン)

(一)および(二)に基づく不良資産について、執行役員会は理事会の承認をもって、債権者を二人以上有する資産に限り譲渡させることを定めることができる。ただし債権者である、または金融機関から債権の譲渡を受けた金融機関、資産管理会社は、ポーソーターが定めた期限に従い、ポーソーターに残りの不良資産について報告しなければならない、ポーソーターは当該金融機関または資産管理会社に対しいつでも、その資産全部または一部をポーソーターに譲渡するよう命じることができる。

理事会が適当であると判断した場合、理事会は第一段に基づく金融機関または資産管理会社に対し、(三)及び(四)に基づく資産の一部だけ、及び特定分類の資産をポーソーターに譲渡するよう定めることができる。

譲渡された(一)に基づく不良資産が、帳簿から取り除かれた回収不能資産である、または担保資産のない回収不能資産であるときは、無価値であるとみなし、責任者に対する訴訟をなすタイ中央銀行に報告するため、ポーソーターはその資産を譲渡した金融機関の業務が法律、規約、またはその金融機関あるいはタイ中央銀行の規則に沿ったものであったかを検査する。

第一段に基づき譲渡しなければならない不良資産には、まだ判決の出していない訴訟中の資産で、ポーソーターが別段の申立をしない限りにおいて、裁判所がその訴訟を廃止させた資産も含める。ただし裁判所から財産の仮保全命令または保全命令を受けた債務者の不良資産、あるいは事業更正計画が承認された債務者の不良資産は含めない。

破産裁判所が事業更正手続きを命じ、まだその事業更正計画が未承認である債務者の不良資産は、債務者及び事業更正計画策定人が共同でしかるべき事由をもって申し立てたとき、裁判所は訴訟を廃止せずに事業更正を進めるよう命じることができる。ただし本緊急勅令の施行日から九〇日以内に申立がなければならぬ。第六段に基づき裁判所が廃止した訴訟について、時効期間がその廃止から数えて五年に達していないときは、裁判所が廃止を命じた日から五年間に時効期間を延長する。

[注/本条に該当する金融機関・資産管理会社とは、バンコク・メトロポリタン銀行、サイアムシティ銀行、バンクタイ、クルンタイ銀行、スクムウィットAMC、バンコクAMC]

第三一条

ポーソーターは、第三一条で規定した以外の金融機関または資産管理会社からも資金の譲渡を受けることができるが、以下の様態にある資産でなければならない。

(一)仏暦二五四三年(西暦二〇〇〇年)一二月三一日時点における第三〇条第二段(一)(二)(三)(四)に基づく不良資産で、担保資産を有するものである。

(二)自然人が保証人として債務者に含まれているかどうかに関わらず、債務者が法人であり、債権者は金融機関か資産管理会社が二者以上いる資産である。

(三)全金融機関及び資産管理会社の帳簿上の不良資産の価値が合計で各債務者につき五〇〇万バーツ以上である。及び

(四)本緊急勅令の施行日から数えて三〇日以内に債務再構成に文面で合意しておらず、本緊急勅令施行日前に破産法に基づき事業更正計画の承認を裁判所が命じた債務者の不良資産ではない。

第一段に基づく不良資産の譲受において、理事会は第三〇条第二段(一)(二)に基づく不良資産だけ、または本緊急勅令の施行日に、あるいは施行前に第三〇条第二段(一)(二)に基づく不良資産に移行した第三〇条第二段(三)(四)に基づく不良資産だけを譲受するよう定めることができる。

第三二条

第三一条に基づきポーソーターに対する資金譲渡を望む金融機関または資産管理会社は、ポーソーターに文面で通知し、理事会が定めた期限内に資産を譲渡しなければならない。

第一段に基づき資産譲渡の希望を通知したとき、それを取り消すことはできない。

第一段に基づく資産譲渡において、金融機関及び資産管理会社は、ポーソーターに対して第三一条第一段または同第二段に基づく状態にある資産をすべて譲渡しなければならない。ここに第三〇条第六段、第七段、第八段の規定内容を譲渡しなければならない資産にも準用する。

第三段に基づき譲渡しなければならない不良資産には、第三一条(二)に基づく債務者としての法人のその他の債務、または当該債務者である法人に五〇%超を出資する株主の債務、及び債務者またはその他の法人のために、もしくは債務者またはその他の法人の債務あるいは利息を支払うために自ら債務を引き受けた債務者の経営者またはその他の者の債務も含める。

第三三条

金融機関または資産管理会社の債務者が、自己の金融機関または資産管理会社に対する債務が第三一条に基づく状態にあると判断し、ポーソーターに資産を譲渡した金融機関または資産管理会社によって、自己の分の不良資産が譲渡されなかったとき、その債務者は理事会に申し立て、理事会はポーソーターに対し、金融機関または資産管理会社が当該不良資産をポーソーターの定める期限内に譲渡するよう通告を命じる。

第一段のポーソーターの命令に基づき不良資産を譲渡しなかった金融機関または資産管理会社は、一日当たり五〇万バートの補償金を支払う。その金額はその債務者の債務から差し引く。

第三四条

第三〇条に基づくポーソーターへの資産譲渡は、金融機関または資産管理会社の経営者がなした過失の免責とはならない。

本緊急勅令に基づく職務遂行においてポーソーターが、ある資産が商業銀行法、金融・証券・クレジットフォンシエ業法への違反、不履行によって生じたと判断したときは、タイ中央銀行に報告し、タイ中央銀行は職務権限に基づき検査し、以後の措置をとる。

第三五条

タイ中央銀行はポーソーター及び金融機関または資産管理会社に対し、第三〇条及び第三一条で

規定された原則に基づいているか不良資産に係るデータを遅延なく提供する。

第三六条

第三二条第一段に基づく期限が過ぎた時、タイ中央銀行は第三一条に基づきポーソーターに資産を譲渡しなかった金融機関に対し、タイ中央銀行が定めた独立鑑定人による不良資産に係る担保の価額鑑定作業を命じる。鑑定作業は当該期限が切れた日から一二〇日以内に完了させ、当該担保の価額を控除した時、金融機関に対し第三〇条に基づく全種の不良債権について、帳簿に基づく不良資産の価額の一〇〇%を引当金として計上させる。このとき鑑定作業期限が切れた日から九〇日以内に計上する。

鑑定から一年が経過していない担保の場合、タイ中央銀行は新たな鑑定を免除することもできる。

第一段の内容を、資産管理会社が仏暦二五四三年(西暦二〇〇〇年)一月三日以降に譲渡を受けた不良資産に係る部分について、資産管理会社にも準用する。ただし再建資金が仏暦二五四三年(西暦二〇〇〇年)より前に損益シェアリング契約を交わした資産管理会社はその限りではない。

第三七条

ポーソーターへの不良資産の譲渡において、金融機関または資産管理会社が債務者に対して有する請求権、権利またはその他の付帯義務もポーソーターに譲渡する。このとき金融機関または資産管理会社はポーソーターに対し、請求権、権利その他義務の詳細についての諸データを報告しなければならない。

第一段に基づき報告したデータに不備があり、ポーソーターがそのことにより後に損害を被ったとき、金融機関または資産管理会社はその行為に応じて当該損害の責に任じ、ポーソーターはその資産の割合に応じて金融機関または資産管理会社に配当する利益金からこれを相殺することもできる。

第三八条

ポーソーターへの不良資産の譲渡前に、ポーソーターは重要な詳細について公告する。公告はコンピュータ・ネットワーク上、及び普及している日刊新聞の少なくとも一部に三日以上連続して、あるいは各債務者ごとに通知状を出すことによってこれをなすことができ、これによって民商法典の第三〇六条に基づく譲渡の公告であるとみなす。

第三九条

ポーソーターに対する不良資産の譲渡があった時、ポーソーターは金融機関または資産管理会社に不良資産譲受の証拠を出す。不良資産譲受の第三者、抵当権設定者、質権設定者、保証人への拘束力はポーソーターが当該証拠を出した日から発効するものとみなす。

不良資産の譲渡において、ポーソーターは、ポーソーターが定めた書式に従い、譲渡資産の詳細、及び関係する書類とともに譲渡文書を作成することで譲受をなし、譲受人である金融機関に当該関係文書をその金融機関内で保管するよう委託することもできる。

金融機関または資産管理会社が関係文書保管の委託を受けた場合、金融機関または資産管理会社は能力者が自己の財産に対しなす範囲において良好な状態で当該文書を整然と保管しなければならず、ポーソーターが保管料を支払った場合は、金融機関または資産管理会社はその文書の紛失、破損、及び関係文書の紛失、破損により債権を全額回収できないことに対して責に任じる。

第四〇条

登記の変更が必要な担保資産上の請求権は、ポーソーターが第三九条に基づく不良資産譲受の証拠の謄本を示した時、関係する係官は即時に登記を変更し、登記変更があった日から第三者に対し効力を有するものとみなす。このとき当該登記変更の手数料は免除される。

第四一条

第三〇条の規定下に、金融機関または資産管理会社が本緊急勅令に基づきポーソーターが譲り受けた不良資産に係る訴えを裁判所に起こしたその訴訟において、ポーソーターは訴訟当事者として取って代わる。ポーソーターがすでに提出した文書に反対の場合は、すでに尋問された証人に対し反対尋問する、または反対することができる。

裁判所が第一段に基づく訴訟で判決を下していた場合は、ポーソーターはその判決に基づく債権者としての権利を代わって得る。

ポーソーターは民事訴訟法に基づく債務者の財産の差押、競売、その他の売却で生じる、または関係する手数料を免除される。

第四二条

ポーソーターが譲り受ける不良資産において、債務者が担保として抵当権または質権を設定した資産は、理事会が定めた原則、方法、条件に基づき、裁判に訴えることなく、債務者とポーソーターが価額決定で合意することができる。この場合、債務者及び保証人はその債務の責任から解放される。

第四三条

ポーソーターを譲受人、譲渡人とする不良資産の譲渡、不良資産における担保資産の譲渡、及び本緊急勅令に基づく債務再構成または事業再構成によるその他資産の譲渡は、全ての法令に基づく手数料及び租税を免除される。

第四四条

ポーソーターは理事会が定めた原則、方法、条件に基づき、債務再構成における、または事業再構成のあった債務弁済請求および受領を元の債権者であった金融機関または資産管理会社に委託することができる。

債務弁済の請求及び受領の代行者が元の債権者でない別の者である場合、ポーソーターは当該代行者の任命日から一五日以内に債務者に通知する。債務者が通知前に元の債権者に債務を弁済し

たときは、ポーソーターが受領したものとみなし、ポーソーターは元の債権者からの償金を請求する。

第二節

不良資産の価額

第四五条

帳簿に基づく不良資産の価値を、不良資産の譲渡日における債務の未返済元本額、及び不良資産の譲渡日前の三か月を超えない期間の未返済利息とみなす。

ポーソーターが譲受先の各金融機関または資産管理会社に支払う価額は以下の通り。

(一) 第三〇条に基づく譲渡の場合は、人による保証を含まず、当該不良資産の担保資産額と同額の価額。担保資産がない場合は理事会が定めた原則に従った価額。

(二) 第三一条に基づく譲渡の場合は、人による保証を含まず、当該不良資産の担保資産額と同額の価額。ただし当該価額は、法律またはタイ中央銀行の布告に基づき計上した引当金を差し引いた第一段に基づく不良資産の帳簿価額を超えてはならない。

担保資産が土地の場合は、不動産上の権利及び法律行為の登記手数料の請求に使用するための評価額と同額の価額とする。またその他の資産であれば理事会が定めた原則に基づき価額を評価する。

金融機関、資産管理会社、ポーソーターは、価額を知った日から三〇日以内に、理事会に対し、文書で、第三段に基づく新たな価額評価を求めることができ、理事会はポーソーターが承認した独立鑑定人による新たな価額評価作業を定めることができる。このとき新たな評価を請求した者が鑑定費用を負担する。

第四六条

ポーソーターは金融機関または資産管理会社に対し、不良資産の価額の支払を債券の発行によって行う。その債権は譲渡不可で、発効日から一〇年の期間を有するが、ポーソーターは期限前に償還の権利を行使することもできる。

再建基金は第一段に基づく債券を保証する。ポーソーターは当該債券の利息を理事会が定めた商業銀行五行の全種類の預金金利平均を超えない範囲で定め、毎年の年末に利息を支払う。

第三節

損益の分配

第四七条

理事会が定めた期間に基づき、ポーソーターの不良資産管理による損益を算出する。損益の算出はポーソーターが譲り受けた不良資産の価額から、譲受における原資、ポーソーターの業務執行における全費用、債券の利息を差し引いて計算する。このとき理事会が定めた原則、方法、条件に基づき金

融機関または資産管理会社ごとに、あるいは債務者ごとに不良資産を分別して計算する。

第四八条

不良資産を譲渡した金融機関または資産管理会社は、ポーソーターが開業した日から五年目と一〇年目の年末時に第四七条に基づいて計算した不良資産の損益に、ポーソーターと共同で責任を有する。このとき第五〇条及び第五一条で規定した割合に基づく。

第四九条

第四八条に基づく損益の計算において、各金融機関または資産管理会社は、計算できる全ての不良資産の管理の結果を合算する。利益または損失が出た時、第五〇条または第五一条に基づき損益の分配を進める。

第五〇条

不良資産の管理で利益があった場合は、以下の方法で利益を配分する。

(一)ポーソーターが譲り受けた不良資産額の二〇%以下の最初の部分についての利益は、ポーソーターと金融機関または資産管理会社に等分ずつ分配する。

(二)第二の部分についての利益は、不良資産を譲渡した金融機関または資産管理会社にすべて配分するが、(一)に基づく利益と合計した時、不良資産の帳簿価格とポーソーターが譲り受けた不良資産の価額の差額を超えてはならない。

(三)(二)の残りの部分についての利益はポーソーターにすべて配分する。

第五一条

資産管理により損失が出た場合、ポーソーターと金融機関または資産管理会社は以下のように共同で責任を負う。

(一)ポーソーターが譲り受けた不良資産価額の二〇%以下の最初の部分についての損失は、不良資産を譲渡した金融機関または資産管理会社がすべて引き受ける。

(二)ポーソーターが譲り受けた不良資産価額の二〇%以下の(一)の残りの部分の損失は、ポーソーターと金融機関または資産管理会社が等分ずつ分配する。

(三)(二)の残りの部分の損失は、ポーソーターがすべて引き受ける。

第五二条

金融機関または資産管理会社が第五一条に基づき損失を引き受ける場合、ポーソーターは金融機関または資産管理会社が、ポーソーターが第四六条に基づき発行した債券に基づき支払う必要のある金額と相殺することで、あるいはポーソーターに対し普通株を発行することで、損失を補償することを認める。金融機関の場合は、ポーソーターと金融機関が合意した価額に基づく。

第四章

不良資産の管理

第五三条

不良資産の管理においてポーソーターは、本章の規定に基づき、債務再構成、事業再構成、債務者の資産の売却、不良債権の消却のしかるべきいずれかの、またはそれらを合わせた権限を有する。

第一段に基づく業務遂行において、以下の規定は適用しない。

(一) 民商法典の第二三七条、第七〇〇条、第一一八五条、第一二二〇条、第一二二二条、第一二二四條、第一二二五条、第一二二六条、第一二四〇条。

(二) 仏暦二五三五年公開株式会社法の第五〇条、第五一条、第五二条、第五四条、第三三条第二段を準用した第一〇二条、第一三七条、第一三九条第一段、第一四〇条、第一四一条、第一四七条、第一四八条。

(三) 仏暦二四八三年破産法の第一一四条、第一二五条。

第五四条

不良資産管理に益するために、ポーソーターは不良資産を資産プールに分割することができる。このとき理事会が定めた原則、方法、条件に従う。

第五五条

資産プールに分割した時、ポーソーターは、自ら資産プールを管理することによって、またはプールごとに専門家を管理者として雇用することで、資産プール管理を行う。ポーソーターは適当と判断した場合、プールごとに金融顧問を任命することもできる。

資産プール管理者としてポーソーターが雇用する専門家は、タイ国籍者、またはタイ国籍者が登録資本金の五〇%超の株式を保有し、かつ経営権限を有する者が外国人でない法人が実行能力を有するとき、これを優先雇用する。このとき資産プール管理者として雇用する法人はポーソーターに不良資産を譲渡した金融機関であってはならない。ただし報酬及び費用なしで資産プールを引き受け、かつ理事会が債務者保護及び債務再構成を本緊急勅令に基づき早急に成就するために定めた特別条件に従うときは、その限りではない。

第二段の内容は、資産管理者である金融機関が、元の債権者である他の金融機関または資産管理会社に対して債務の割合に基づき費用を請求する権利を奪うものではない。

第五六条

資産プールの管理に益するため、ポーソーターの職員または資産管理プールの管理者は各債務者の財務状態に係る初期見解書を作成する。このとき債務再構成または事業再構成、あるいは債務弁済のための資産売却の可能性に言及した意見書も作成する。その際には執行役員会に提出するため債務者の事業継続可能性、誠実性、協力性、債務者の債務弁済における能力も考慮する。

第一節

債務再構成

第五七条

債務再構成は国の経済の再建のためという目的を有し、早期に不良資産問題を解決し、善意の債務者が期限内に債務弁済可能な状態となり、旧事業または新事業の遂行が可能となることを目的として有する。

債務再構成においてポーソーターは以下の権限を有する。

(一)債務者に対し元本、利息、利息率、利息計算期間を減らし、弁済期間を延長する、またはその他の債務弁済条件を緩和する。平等な公正さと迅速性のために適当と判断した場合は、当該債務弁済条件の緩和は全債務者に適応しても、一部に適用してもよい。

(二)債務者の債務を債務者の事業資本に改変する。

(三)債務弁済のために債務者から債務または請求権を譲り受ける、または当該債務者の資産または請求権の一部を第三者に売却する。ただし譲り受ける、または売却する資産が担保資産でない場合は、債務者からの承諾を得てからでなければならない。

(四)債務者の事業再構成のための株式譲受または増資引受。

(五)理事会の承認をもってするその他の手段。

第二段に基づく業務遂行のために理事会はポーソーターが従うべき原則、方法、条件を定めることもできる。

(四)に基づく株式の譲受、または増資、あるいは(五)に基づきポーソーターが定めた手段の使用において、株主総会での承認、了承、特別決議、または株主総会への報告を定めた法律または規則がある場合、ポーソーターの執行役員会の承認をもって、当該法律または規則に基づく債務者の株式総会における承認、了承、報告、特別決議であるとみなす。

第五八条

債務者、債務者の経営者、及び保証人が債務再構成でポーソーターと協力し、再構成に基づきすべて債務を弁済したとき、債務者及び保証人はその債務から解放される。

債務再構成及び債務再構成の結果において、返済期間の緩和を受けた債務者は、ポーソーターの定めた原則、方法、条件に基づき債務を弁済していき、債務者が適当な他の担保を差し出したときはいつでも、保証人は未返済債務から解放される。債務弁済の緩和において、ポーソーターは他の者に債務弁済受取を移管する、または委託することもできる。

債務弁済が部分的になされたが、債務者に債務弁済のための他の資産がないとき、保証人が残額の三分の二以上、または執行役員会が定めたところに基づくそれより少ない額を自ら弁済すれば、債務者及び保証人はその債務から解放される。

債務者または保証人が、協力できる立場にありながら、あるいは自己の資産を移転または隠匿する

ことで、ポーソーターが命じた債務再構成でポーソーターに協力しなかったときは、ポーソーターは裁判所に審尋なしで債務者または保証人の財産保全命令を出すよう申し立て、裁判所及び財産保全官は速やかに破産法に基づき執行する。

第二節

事業再構成

第五九条

以下の場合であるとき、ポーソーターは債務者の事業再構成を進めることができる。

(一)保証人である者がいたとしても、債務者が株式会社、公開株式会社、合名・合資会社である。

(二)ポーソーターが、債務者が登記官に最後に提出したバランスシート上で明らかになっている全債務の五〇%超を有する債権者である。

(三)債務者の事業が継続できる状態にある、または事業の遂行が国の経済の再建または開発に益することを示す初期証拠がある。及び

(四)債務者が本節の規定に基づき拘束を受け入れることで事業再構成を文面で承諾した、または意志を示した。

事業再構成は債務者の事業が効率を伴って継続可能となり、計画で定められたところに基づき債務弁済に回す収入を得る目的を有する。債務者の事業遂行に資するための債務者の資産の売却は、理事会が定めた原則、方法、条件に基づき、債務者の事業遂行に効率をもたらすものでなければならぬ。当該目的から外れたいかなる行為もこれをなすことはできない。

事業再構成は債務再構成の前後にこれをなすことも、同じ計画に基づいてこれをなすこともできる。

第六〇条

執行役員会が債務者の事業再構成を認可した時、ポーソーターはただちに債務者の事業更正にとりかかる。

第六一条

事業再構成において、執行役員会が任命した計画作成人は、執行役員会が定めた期限内に計画を提出し、執行役員会は認可のために審議する。

計画作成に取り掛かる前に、計画作成人は債務者及び他の債権者との合同会議を開く。会議開催に当たっては既存の証拠に基づき債務者及び各債権者に文面で通知し、コンピュータネットワーク上及び流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上連続して公告する。公告では会議の日時、場所のほか、債権者が持ち寄って示すべき証拠書類も告知する。

第六二条

計画には、計画執行における項目、方法、目的、期間及びその他の詳細がなければならない。このとき執行役員会が定めたところに従い、第六六条第三段に基づく計画執行人の責任を規定しなければならない。

計画執行期間は計画執行人が債務者の事業を引き継いだ日から五年以内でなければならないが、事業更正の完遂を期するために必要であれば、執行役員会は三年以内の範囲で計画執行期間の延長を許可することができる。

執行役員会に提出された計画が第五九条第二段に基づく目的に沿っていないと債務者が判断したときは、債務者は執行役員会に対し、計画作成人をして当該目的に沿って計画を改定させることを命じるよう、申し立てる権利を有する。執行役員会が改定させずに計画を認可した場合、または執行役員会が計画を認可した後に債務者が当該ケースを見つけた場合は、債務者は理事会に上告する。このとき執行役員会または理事会は速やかに命令の判断を下す。

第六三条

執行役員会が計画を認可した時、または執行役員会が第六二条に基づき認可した計画を理事会が承認した時、ポーソーターは破産裁判所に当該計画の審理を申し立てる。

裁判所が申立を受理した時、計画を審理するために緊急審査をなし、計画の執行が適当と判断したときは、計画認可の命令を下す。このときポーソーターはその命令をコンピュータネットワーク上及び流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上連続して公告する。裁判所が反対のときは申立の却下を命令し、ポーソーターにこれを通知する。裁判所の命令は最終的なものとする。

本条に基づく裁判所への申立はすべての手数料を免除される。

第六四条

計画執行においてポーソーターは以下の執行権限を有する。

- (一) 債務者の事業運営に益するため債務者の事業を合併させる。
- (二) 債務者の一部事業を廃止する。
- (三) 債務者の事業再構成に参加した他の債権者が債務弁済を受けることができるようにするための執行。
- (四) 理事会が承認したその他の執行。

第六五条

計画作成人が事業または営業の遂行における相互利益のために債務者の事業合併を提案したとき、理事会が事業合併推進を認可するよう執行役員会は理事会に対し上程する。このとき民商法典の第二二巻 / 合名・合資会社及び株式会社の第四章第九節の規定内容、仏暦二五三五年公開株式会社法の第一二章 / 会社合併の規定内容を当該ケ - スに適用しない。

第一段に基づく遂行が自由競争、消費者の利益、関連製造業の発展に重大な影響をもたらすとき、内閣の承認を事前に得なければならない、ポーソーターは内閣が定めた方向に沿って遂行しなければならない。

らない。

第六六条

裁判所が計画認可を命じた時、ポーソーターは計画執行人及び計画執行監督人を任命し、コンピュータネットワーク上及び流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上連続して公告する。

債務者がポーソーターの職務執行に対し協力し、債務者の経営者が不誠実な行動をとっていないと状況判断できるとき、ポーソーターは計画作成人に債務者の経営者と密接に協議させ、債務者の経営者を計画執行人に任命することを検討する。債務者の経営者が計画執行人となるときは、ポーソーターが定めた条件に基づきポーソーターが任命した者の監督下に置く。

計画作成人が計画執行人に任命された場合、計画に基づく事業の遂行が計画に定めた目標に達しなかったときは、計画執行人が計画に定めたところに基づき責任をとらなければならない。

計画作成人が法人である場合、その法人の取締役会長、取締役、マネージャー、顧問、または計画作成人である法人が単独で、もしくは合わせて二五%以上の株式を保有する法人が計画執行人に任命されたときは、第三段に基づく計画作成人が計画執行人に任命された場合であるとみなす。

第六七条

執行役員会が計画執行人を任命した時、債務者の経営者は計画執行人に対し、計画執行人から通知を受けた日から七日以内に、資産、社印、会計帳簿、財産・債務関連書類、及び事業を引き渡す。このために計画執行人は資産、社印、会計帳簿、前記書類の占有者に対し、それらを引き渡すよう請求する権限を有する。

第六八条

第六七条に基づく期間が経過した時、債務者の経営者は債務者の名においてなす行為における権限を失い、計画執行人が債務者の経営者であるのと同じように経営執行における権限を有する。

債務者の経営者は計画執行期間中、地位にとどまることはできるが、債務者の名において、または債務者の義務において行為をなす権限はなく、何らかの報酬を受け取る権利もない。

債務者の経営者は、計画執行人の仕事を追跡する義務遂行のため代理人を立てる権利を有する。ただし計画執行人の職務遂行を妨害する行為をなすことはできず、計画執行人が求めるところに従い助力し、あるいは便宜を提供しなければならない。当該代理人がしかるべき事由なく妨害した、助力しなかった、便宜を提供しなかった場合、計画執行人はポーソーターの承認を得て当該代理人をして債務者の作業地、占有地への立ち入りを禁じる命令を出し、別の者を代理人に立てるよう求める。代理人がいなくても計画執行人の計画執行権限は損なわれない。

第六九条

計画執行期間中において、第六八条第一段に基づく管理権限のほかに、計画に定めたところに基づく債務者の事業再構成のために必要な場合、計画執行人はポーソーターの認可により以下の権限を

有する。

- (一)減資、増資、増資株の配当。
- (二)経営改革。
- (三)債務者の全レベルの従業員の任命及び解任。
- (四)債務者の事業の一部合併または全合併。
- (五)契約に基づく権利の譲渡、担保の譲渡、資産の他者への譲渡。
- (六)ポーソーターの承認を得た上での必要なその他の執行。

第一段に基づく行為は、株主総会での決議または特別決議を要件とする法律があったとしても、執行役員会の認可をもって株主総会での決議または特別決議であるとみなす。またその行為が債権者の承認を要件とする、あるいは債権者またはその他の者への事前通知を要件とする法律があったとしても、その法律は適用しない。ただし計画執行人は、コンピュータネットワーク上及び流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上連続して公告しなければならない。

第七〇条

計画執行監督人、または第六八条に基づき任命された債務者の経営者の代理人が、計画執行人が計画に従った行動をなしていない、あるいはその行為が債務者に損害を与える、もしくは事業再構成目的に反していると判断したときは、計画執行人に対し、反対の事由となる行為の様態を示すことで、文面で反対する権利を有する。

計画執行人は計画執行監督人及び債務者の経営者の代理人と反対の内容について相談する、または協議する。合意できそうもない場合は、その件をポーソーターに上程し、判定を求める。ポーソーターの判定は最終的なものとする。ポーソーターが計画執行監督人または債務者の経営者の代理人の反対について相当の事由があり、計画執行人が職務遂行を継続すれば債務者の事業再構成に損害を与えると判断したとき、ポーソーターは計画執行人を解任し、新たな計画執行人を任命する。

第二段に基づき解任された計画執行人には、計画執行人雇用契約で明示されていたとしても、損害賠償金または補償金を請求する権利はない。ただしポーソーターが計画執行人から損害賠償を請求する権利を損なうものではない。請求できる損害賠償金はポーソーターが定めたところに基づき、ポーソーターの費用を差し引いた時、債務者に補償される。

第七一条

第六三条に基づく裁判所の計画認可の命令があってから計画に基づく執行期間が終了した日まで、または計画に基づく執行が完了した日まで、あるいは事業更正が終了した日まで、または計画に基づく執行が完了した日まであるいは事業更正が終了した日まで、

- (一)裁判所は計画に基づく執行期間が終了するまで、請求権をめぐって債務者を訴えた既存の訴訟の審理を中止する。
- (二)債務者である法人の解散、または解散命令を禁じる。
- (三)ポーソーターの承諾を得た場合を除き、政府機関が債務者の事業許可書を取り消す、または債

務者に事業中止を命じることを禁じる。

(四)債務者が、破産法に基づく事業更正または破産訴訟の事由となる債務超過に陥っているとみなさない。

(五)債務者の資産に対し、その資産が債務の担保であったとしても、強制執行を中止する。裁判所の強制執行命令がすでに出ていたときにおいても、その強制執行がすべて完了していた場合を除き、その強制執行を中止する。

(六)リース契約、売買契約、または所有権の移転において条件あるいは期限のあるその他の契約に基づき、債務者の事業で使用されている資産の所有者が、債務者の占有する、または債務者の権利に基づきその他の者が占有する当該資産を追跡し、取り戻すこと、また当該契約によって生じた財産及び資産に係る強制執行を訴えることを禁じる。すでに強制執行の訴えがあったときは、裁判所はその審理を中止する。ただし理事会が、当該資産が債務者の事業遂行にとって重要でないと判断し、かつ利害関係者が申し立てたとき、理事会は当該資産への執行を許可することもできる。

(七)債務者が販売する、支払う、譲渡する、賃貸する、債務を弁済する、債務を起こす、または資産上の義務を伴うその他の行為をなすことを禁じる。ただし債務者の通常の業務を存続させるために必要な行為であればその限りではない。

(八)ポーソーターへの不良資産譲渡があった日より以前にあった裁判所の暫定措置命令は、それが押収、差押、売却禁止、支払禁止、債務者の資産譲渡であっても、裁判所はその措置を中止する。またはポーソーターの求めに応じて改定する。

(九)電力、水道、電話などの公共事業者が債務者に対しサービスを中止することを禁じる。

第一段の規定への違反となる行為は無効である。

第一段の禁止事項はポーソーター及び計画執行人の職務遂行には適用しない。

第七二条

計画執行人または計画執行監督人が、計画執行において定めた条件が生じない、または計画執行により債務者の債務が増加する、あるいは状況の変化により事業更正が債権者または債務者に利益をもたらさないと判断したとき、速やかに執行役員会に対し提言とともに報告する。

執行役員会が検討の上、計画執行人または計画執行人の判断を認めた時、理事会に対し事業更正の中止と以下の執行の認可を求める。

(一)債務者が承諾した場合、債務者の事業を解散し、ポーソーターへの債務弁済のために資産を売却する。この場合、ポーソーターが債務弁済をいくらであっても受けた時、残りの債務は帳消しとなり、当該債務の保証人は保証から解放される。

(二)債務者が(一)に承諾しない場合、ポーソーターは裁判所に債務者と保証人の破産を宣告するよう申し立て、裁判所は審尋なしに直ちに債務者及び保証人の財産保全を命じる。

第七三条

計画に基づく期間が終了した時、または期間終了前に事業更正が終了した時、債務者及びその債務

の保証人は、ポーソーターが債務者に対し弁済期間を当該期間の後まで緩和したときを除き、全責務から解放される。この場合、保証人は元の保証から解放される。

第三節

担保資産の売却

第七四条

ポーソーターが不良資産における担保資産に対し抵当権または質権を執行したい場合、ポーソーターは債務者及び抵当権設定者または質権設定者に通知書を送付し、通知書を受け取った日から一か月以内に債務弁済するよう求める。その通知書にはポーソーターが定めた期間内に債務弁済しなかったときは、本緊急勅令の規定に従い不良資産における債務弁済を強制されることを明示しなければならない。

第七五条

債務者、抵当権設定者、質権設定者が第七四条に基づく期間内に債務を弁済しないとき、ポーソーターはその担保資産の売却を進める権限を有する。

第七六条

担保資産の売却において、ポーソーターは競売の方法によりこれをなすことができるが、ポーソーターが他の方法での売却のほうがポーソーター及び債務者にとってより利益になると判断したときは、他の方法での売却でもよい、あるいは売却に代えて、競売による売価よりも高い価格でポーソーターがその資産を譲り受けることもできる。

第七七条

第七六条に基づく資産売却においてポーソーターは、売却日から一五日間前もってコンピュータネットワーク上及び流布している日刊新聞の少なくとも一紙に三日以上連続して公告する。

第一段に基づく公告によって、債務者、抵当権設定者、質権設定者、保証人、及びその資産における利害関係者に対し、資産の移転を通知したものとみなす。

第七八条

売却する資産に係り対抗する者は、資産売却日の少なくとも三営業日前に、異議及び異議の事由を関連する証拠とともにポーソーターに申し立てる。

役員執行会は第一段に基づく異議を速やかに審議し、異議にしかるべき事由があると判断したときは、売却される資産における権利をすべて証明するまで売却を中止するよう命じるが、しかるべき事由がないと判断したときは、異議申し立てを却下し、異議申立人にそれを通知するとともに、その資産売却を進めさせる。

第一段で定めた期間が経過した時、第七七条第二段に基づく者は異議を申し立てず、その資産売却を承諾したものとみなす。

第七九条

執行役員会が第七八条に基づき異議申立を却下した資産売却による被害者は、自己のその資産上の権利が債務者、抵当権設定者、質権設定者より上位にあり、債務者の債務に責任を有していないことを証明できれば、ポーソーターに対し資産売却によって得た金銭から損害賠償金を支払うよう請求することができる。

第一段に基づく損害賠償請求は、被害者がその資産売却があった日から三か月以内に裁判所に申し立てる。

第八〇条

資産売却によって得た金銭は、債務者がポーソーターに対して有する債務の弁済に当てる前に、ポーソーターが売却費用を差し引く。

残金があったときは、それがいくらであっても債務者、抵当権設定者、質権設定者に返還する。ただし、その資産が担保となっている債務がまだ残っているときは、第八五条第三段の規定をその残っている債務に準用する。

第八一条

資産売却があった、またはポーソーターが第七六条に規定された方法により財産を譲り受けた場合、
(一) 事後にその資産が債務者のものでないと証明されたとしても、善意の資産購入者またはポーソーターの権利は保全される。

(二) 何者であっても資産売却より得た金額をもって債務者との債務の相殺を禁じる。

第八二条

第七六条で規定された方法に基づく資産売却の取消はできない。

第五章

監督・執行・管理

第八三条

大臣はポーソーターの事業に対し一般監督する職務権限を有し、このためにポーソーターに対し事実関係を明らかにする、判断を下す、報告するよう命じ、政府政策または閣議決定に反するポーソーターの行為を停止するよう命じる権限を有する。

ポーソーターの職務遂行監督のため、大臣はタイ中央銀行にポーソーターの事業、資産、負債の検査を委任することができる。この場合において、タイ中央銀行はタイ中央銀行の職員またはその他の

者を職務遂行のために任命することができる。

第二段に基づきタイ中央銀行が任命したタイ中央銀行職員またはその他の者は、商業銀行法及び金融・証券・クレジットフォンシ工業法に基づく権限のほかに、以下の権限を有する。

(一)ボーソーターの事業、資産、負債に加え、関係する証拠書類、データを検査するために、ボーソーターの事業所、またはコンピュータその他の道具を使ってボーソーターのデータを収集・編集している場所に立ち入る。

(二)不良資産における債務者の事業所に立ち入り、業務遂行上のポジションを検査し、債務者または関係者に対して証言する、あるいは関係する会計帳簿、書類、その他の証拠を提示するか、その謄本を送付するよう命じる。

第八四条

債務者の商業上の秘密に係る件を除き、ボーソーターをして公共にデータを公開させない結果をもたらす契約を結ぶ、または行為をなすことを禁じる。

第一段に基づく結果をもたらす契約内容またはその行為は無効である。

当事者は契約内容またはその他の情報を公開しないという禁止事項を有する契約は、商業上の秘密の形態を有する情報である場合を除き、ボーソーターには効果を及ぼさない。あるいはボーソーターには公開する。

第八五条

ボーソーターの設立または事業遂行における投資によって、またはボーソーター発行の債券の保証、引受、保証引受によって、あるいはボーソーターに代わって利息を支払ったことによって、再建基金が損害を被った場合、大蔵省は再建基金の総体的な状況が良好であるときを除き、大蔵省が再建基金にとって必要であると判断した期間の損害額と同額を再建基金に補償する。ただし再建基金が当該行為によって利益を得た場合は、大蔵省が定めた額に基づき国庫に納入する。

第八六条

本緊急勅令に基づく執行のために、ボーソーターはタイ中央銀行から債務者の名、債務額、あるいは負債者に関する金融機関または資産管理会社の事業、不良資産に係る詳細を入手できる。この場合において仏暦二五〇五年商業銀行法第四六条の七、仏暦二五二二年金融・証券・クレジットフォンシ工業法第七七条はタイ中央銀行によるボーソーターに対しての当該詳細の公開には適用しない。

第六章

検査・会計監査

第八七条

ボーソーターは正当な会計システムを導入、維持し、管理システム及び内部監査システムを用意す

る。

第八八条

ポーソーターは六か月ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成する。

第八九条

大臣は、ポーソーターの会計監査人として会計検査院またはその他の者を任命し、会計及び全種類の財務を監査させ、六か月ごとに会計監査報告を大臣に提出させる権限を有する。

第九〇条

ポーソーターは会計期末日から四か月以内に、第八九条に基づく会計監査人が保証する営業報告、貸借対照表、損益計算書を大臣に提出し、大臣はこれを内閣に報告する。

第一段に基づく営業報告には少なくとも、業績及び障害のほか、次年度の達成予想がなければならぬ。ポーソーターは第一段に基づく営業報告、貸借対照表、損益計算書を公衆に知らせるため公開する。

第七章

解散

第九一条

第九五条の規定下に、ポーソーターが職務権限に基づく不良資産管理遂行を完了した時、理事会は大臣に報告し、大臣は内閣に対しポーソーターの解散を決議するよう求める。

第九二条

本緊急勅令が施行された日から二年が経過した時、大臣は作業部会を任命し、ポーソーターの業績評価作業を行わせ、その報告を内閣に提出する。内閣はポーソーターを解散すべきか、または事業遂行を改善すべきかを検討する。

第九三条

内閣が第九一条または第九二条に基づきポーソーターの解散を決議した時は、清算委員会の任命、清算方法、清算期間、ポーソーターの資産及び負債の譲渡に当たっての条件、その他必要な条件を勅令発布によって定める。

第九四条

清算は第九三条に基づき発布された勅令が施行された日から一年以内に完了させる。ただし本緊急勅令の施行日から一二年以内でなければならない。清算が完了した時、大臣は内閣に報告し、官報に

公示する。この場合において、官報公示日をもって清算の完了日及びポーソーターの解散日とみなす。

ポーソーターに残った資産は清算完了日から六〇日以内に大蔵省に移管する。

清算委員会はポーソーターのすべての帳簿、書類を清算完了日から一四日以内に引き渡す。

第三三段に基づく帳簿、書類は利害関係者が手数料なしで閲覧できる。

第九五条

本緊急勅令の施行日から七年が経過した時、ポーソーターは本緊急勅令の施行日から一〇年目の年末に解散し、一二年以内に清算が完了するよう準備を開始する。本緊急勅令は本緊急勅令の施行日から一二年が経過した時、廃止となる。ただし、本緊急勅令が廃止された日より以前になされた本緊急勅令への違反は取り消されない。

第九三条及び第九四条の規定を第一段に基づく清算にも準用する。

第八章

罰則規定

第九六条

ポーソーターが本緊急勅令に定められた職務を委託した資産プールの管理者、職員、被雇用者またはその他の者で、債務者が本来より少ない弁済で済むようにするために、債務者またはその他の者に財産またはその他の利益を要求した、あるいは受け取った、受け取ろうとした者は、五年以下の懲役及び一〇万バーツ以下の罰金に処する。ただし違反者が法人であった場合は、その債務者の不良資産の価額と同額の罰金を科す。